

一・一・一トリクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
二十六一・一・二トリクロロエタン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、排水法として環境大臣が定める方法
二十七一・三・ジクロロプロパン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、一・三・一・二・トリクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
二十八チウラム 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、チウラムに係る検定方法として環境大臣が定める方法
二十九シマジン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、シマジンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十チオベンカルブ 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、チオベンカルブに係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十一ベンゼン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、ベンゼンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十二セレン及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、セレン及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十三ほう素及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、ほう素及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十四ふつ素及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、ふつ素及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十五一・四・ジオキサン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、一・四・ジオキサンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十六フェノール類 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、フェノール類含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十七銅及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、銅含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十八亜鉛及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、亜鉛含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法

三十九 鉄及びその化合物（溶解性） 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、溶解性鉄含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
四十 マンガン及びその化合物（溶解性） 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、溶解性マンガン含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
四十一 クロム及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、クロム含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
四十二 ダイオキシン類 日本産業規格K○三一二に該当する方法
（汚濁負荷量の総量の測定方法）
第九条 令第六条第二項に規定する汚濁負荷量の総量についての測定は、次の式を用いて行わなければならない。

$$L = (M_{A_i} + B_{B_i} + C_{C_i}) \times 1000$$

（この式において、 L 、 A_i 、 B_i 、 C_i 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 L 合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水の総量（単位 リットル）を表すものとする。
二 a_i 、 b_i 及び c は、前条に定めるものの例による。）
（汚濁負荷量の総量の推計方法）
第十一条 ある場合における令第六条第二項に規定する放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口があるため放流水の水質についての水質検査を行わない雨水吐の吐口が他の吐口からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 一リットルにつき五日間にミリグラム）

$$L = [M_{A_r} - d] - (M_{k_i} + b_i + c_i) + M$$

（この式において、 A_r 、 k_i 、 b_i 及び c_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 A_r 雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 一リットルにつき五日間にミリグラム）
 k_i 雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の量（単位 立方メートル）
 b_i 雨水の影響が大きい時における当該処理施設に係る吐口からの放流水の量（単位 立方メートル）
 c_i 雨水の影響の少ない日における当該処理施設に係る吐口からの放流水の平均的な生物

化学的酸素要求量（単位 一リットルにつき五日間にミリグラム）
c 雨水の影響が大きい時において貯留施設に貯留された下水であつて、当該処理施設で処理された放流水の総量（単位 立方メートル）
（放流水の総量の測定方法）
第十条 令第六条第二項に規定する放流水の総量についての測定は、次の式を用いて行わなければならない。

$$v = (M_a + b + c) \times 1000$$

（この式において、 v は、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水の総量（単位 リットル）を表すものとする。
二 a 、 b 及び c は、前条に定めるものの例による。）
（汚濁負荷量の総量の推計方法）
第十二条 前条の場合における令第六条第二項に規定する放流水の総量は、雨水の影響が大きい時ににおいて合流式の公共下水道に流入することによって受け持つ下水排除面積の合計に対する割合 L 、 B 、 b 及び c は、第九条に定めるものの例による。）
（放流水の総量の推計方法）
第十三条 令第九条の四第三項の規定による二・三・七・八・一四塩化ジベンゾーバラージオキシンの量への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に定めるところにより行うものとする。（ダイオキシン類の量の換算方法）
（ダ・イ・オ・キ・シ・ン・類・の・量・の・換・算・方・法）
第十四条 令第九条の四第三項の規定による二・三・七・八・一四塩化ジベンゾーバラージオキシンの量への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に定めるところにより行うものとする。

2 1 この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。
附 則 （昭和四六年一〇月九日厚生省・建設省令第三号）
この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。
附 則 （昭和四九年一〇月二四日厚生省・建設省令第一号）
この省令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。
次条の各号に掲げる項目についての検定は、この省令の施行の日から起算して一年間は、この省令による改正後の下水の水質の検定方法に関する省令第八条の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。
a k i 水質検査を行う雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の平均的な生物

二 鉛含有量 規格三十九・一に該当する方法
三 銅含有量 規格三十七・一に該当する方法
四 亜鉛含有量 規格三十八・一・一又は三十
八・一・二に該当する方法

五 鉄(溶解性)含有量 日本工業規格M○二
〇二の三・一・四の(二)及び規格四十七・
一に該当する方法

六 マンガン(溶解性)含有量 日本工業規格
M○二〇二の三・一・四の(二)及び規格四
十六・一・一又は四十六・一・二に該当する
方法

附 則 (昭和五十二年五月一日)
建設省令第一号

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行
する。

附 則 (昭和六十一年二月二十五日厚生
省・建設省令第二号)

この省令は、昭和六十一年一月十五日から施
行する。

附 則 (平成元年四月二十日厚生省・建
設省令第一号)

この省令は、平成元年十月一日から施行す
る。

附 則 (平成六年一月二七日厚生省・建
設省令第一号)

この省令は、平成六年二月一日から施行す
る。

附 則 (平成二年三月一七日厚生省・建
設省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二七日厚生
省・建設省令第二号)

この省令は、ダイオキシン類対策特別措置法
(平成十一年法律第百五号)の施行の日(平成
十二年一月十五日)から施行する。

附 則 (平成二年一〇月二十五日厚生
省・建設省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年六月二十五日国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

付 則（平成十六年三月二二日国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
省・環境省令第一号

附 則（平成一七年一〇月二六日国土交通省・環境省令第四号）

通省・環境省令第四号

する。
附則（平成二四年五月三日国土交通

昭和三十三年四月一日
省・環境省令第二号

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附則（平成二六年四月二二日国土交通省令
環境省令第一号）

省・環境省令第一号
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正

する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月二〇日国土交通
省令第百三十一号）

この省令は、公布の日から施行する。

窒素含有量、燐含有量、シアン化合物又はフ

ヨノリル類に関する検定方法については、この省令による改正後の下水の水質の検定方法等に

関する省令第八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日ま

での間は、なお従前の例によることができる。

附則（令和六年三月一三日国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、下水道法施行令の一部を改正す

る政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、令和七年四

月一日から施行する。

分表第一（第六条）

10 of 10

(一) 希釀試料の調製		(二) 培地の調製	
区分	別表第二(第七条)	区分	別表第一(第七条)
(一) 試料の滴定に要する百分の化カリウム約一グラムを加え、酢酸一モル毎リツトルチオ和し、二分間ないし三分間静置した後、この溶液が淡黄色になるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液を滴入し、この混入によって生じた青緑色が消えるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の滴加を続けて、滴加した百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の総量を求め、これを試料の滴定に要する百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量とする。	(一) 試料の適量に百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液十ミリリットル及び硫酸ナトリウム約一グラムを加え、酢酸一モルリツトルチオ和し、二分間ないし三分間静置した後、この溶液が淡黄色になるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液を滴入し、この混入によって生じた青緑色が消えるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の滴加を続けて、滴加した百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の総量を求め、これを試料の滴定に要する百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量とする。	(一) 試料の適量に百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液十ミリリットル及び硫酸ナトリウム約一グラムを加え、酢酸一モルリツトルチオ和し、二分間ないし三分間静置した後、この溶液が淡黄色になるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液を滴入し、この混入によって生じた青緑色が消えるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の滴加を続けて、滴加した百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の総量を求め、これを試料の滴定に要する百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量とする。	(一) 試料の適量に百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液十ミリリットル及び硫酸ナトリウム約一グラムを加え、酢酸一モルリツトルチオ和し、二分間ないし三分間静置した後、この溶液が淡黄色になるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液を滴入し、この混入によって生じた青緑色が消えるまで百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の滴加を続けて、滴加した百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の総量を求め、これを試料の滴定に要する百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量とする。
量の測定	(二) 純水の滴定に要しい量の純水をとり、これについて百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量を測定する。	(二) 純水の滴定に要しい量の純水をとり、これについて百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量を測定する。	(二) 純水の滴定に要しい量の純水をとり、これについて百分の一モルリツトルチオ硫酸ナトリウム溶液の量を測定する。